

令和6年度 第2回 山形市成年後見推進協議会

日時 令和7年2月20日（木） 15：00～

会場 市総合福祉センター 2階 交流ホール

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 報 告

(1)令和6年度における山形市の利用促進の取組状況について

資料1—1・1—2

4 協 議

(1)令和7年度の山形市の利用促進の取り組みについて

資料2

(2)「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」の作成について

資料3

(3)その他

5 閉 会

山形市成年後見推進協議会 委員名簿

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(敬称略、順不同)

番号	氏 名	役 職	備考
1	豊田 正利	東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科 教授	会長
2	石垣 肇之	山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長	職務代行者
3	石沢 光康	成年後見センター・リーガルサポート山形支部長	
4	柴田 邦昭	山形県社会福祉士会 業務執行理事(兼)事務局長	
5	中村 雄二郎	山形県行政書士会	
6	後藤 和樹	山形さくら町病院 医療福祉相談室 室長	
7	山本 元	山形市民生委員児童委員連合会 常任理事	
8	會田 雄	山形県知的障がい者福祉協会 相談支援部会副部会長 (向陽園地域生活支援センター心音)	
9	奥山 祐美	山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表 (山形西部地域包括支援センター)	
10	阿部 遼華	山形市障がい者自立支援協議会 相談支援部会 (相談支援事業所まんさく)	
11	栗田 俊彦	やまがた市民後見サポートセンター 副理事長	
12	板垣 洋子 (代理:大瀧 淳史)	山形県健康福祉部高齢者支援課長 (同課 主査)	

オブザーバー

1	有我 信敬	山形家庭裁判所 訟廷管理官	
---	-------	---------------	--

山形市福祉推進部

1	松 浦 雄 大 福祉推進部長
2	阿 部 伸 也 福祉推進部長寿支援課長
3	清 野 開 福祉推進部障がい福祉課長
4	佐 藤 恵 美 子 長寿支援課課長補佐
5	齋 藤 俊 邦 障がい福祉課課長補佐
6	進 藤 義 悦 長寿支援課課長補佐(兼)ようご支援係長
7	澤 井 厚 志 障がい福祉課障がい福祉第二係長
8	近 江 十 賢 長寿支援課ようご支援係 主任社会福祉士
9	佐 藤 明 日 香 長寿支援課ようご支援係 社会福祉士
10	奥 山 紗 央 里 障がい福祉課障がい福祉第二係主任精神保健福祉士
11	齊 藤 夏 希 障がい福祉課障がい福祉第二係 主任

山形市社会福祉協議会(山形市成年後見センター)

1	高 瀬 謙 治 常務理事
2	佐 藤 貴 司 事務局長
3	漆 山 弘 幸 事務局次長(兼)相談支援課長
4	鈴 木 裕 美 成年後見センター長
5	児 玉 和 行 相談支援課 権利ようご係長
6	神 谷 晃 司 相談支援課 権利ようご係 主査
7	木 内 優 子 相談支援課 権利ようご係 主任
8	常 川 光 相談支援課 権利ようご係 主事

令和6年度における山形市の利用促進の取組状況

1. 地域連携ネットワークの強化

(1) 山形市成年後見推進協議会の開催

第1回…令和6年7月24日に開催。

山形市及び各団体の活動状況報告。「成年後見制度活用検討チェックリスト」の協議。

第2回…令和7年2月20日に開催。

令和7年度の山形市取組の協議。「成年後見制度活用検討チェックリスト」の協議。

(2) 関係団体との連携

- ・令和6年7月9日「市民児連高齢福祉研究部会」にて制度周知啓発を行いました。
- ・令和7年1月20日「市民児連会長連絡会」にて制度周知啓発を行いました。
- ・令和7年2月17日「市福祉協力員連絡会地区代表者会議」にて制度周知啓発を行いました。

2. 周知・広報

成年後見制度の普及ならびに成年後見センターの広報、また関係機関と連携・調整を図るため下記のような広報・普及活動を行っています。

(1) 成年後見センターチラシの作成、配布

成年後見センターのチラシを作成し、相談対応や各種研修会において配布しています。

「市高齢者保健福祉計画住民懇談会」時の提供資料として活用し、制度周知を図りました。

(2) 成年後見センターだより発行

成年後見制度の周知、センターからのお知らせ、広報を目的に発行しています。

令和6年度は、5月に500部を発行し、金融機関や包括、障がい者支援センター、ケアマネ、介護保険事業所等に配布しました。

また、令和6年12月に500部を発行し、金融機関や包括、障がい者支援センター、ケアマネ、介護保険事業所等に配布しました。

(3) 社協だより・ホームページへの掲載

社協だよりやホームページへ成年後見センターの紹介等を掲載し、広報・周知を図りました。

(4) 出前講座の実施(研修会講師依頼、センター説明含む)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	2	15	3	5	3	2	8	12	12				62
令和5年度	0	3	3	2	1	5	4	2	1	4	0	1	26
令和4年度	1	2	1	0	4	2	2	0	0	0	1	1	14

増

実績：民児協定例会(第7地区)、認知症カフェ、介護保険施設(なごみの郷、めだかの学校等)、各地域包括支援センター、市民向け等

●内容

成年後見制度や成年後見センターの概要、現状、相談内容など対象者に合わせて説明を行っています。

(5) 成年後見制度市民セミナーの開催

令和6年9月30日に「万一に備えた金銭管理のポイント術～成年後見制度が必要な時～」と題し成年後見制度の活用法についてのセミナーを開催しました。

13名の参加者があり、セミナー後の個別相談にも4組が参加しました。

3. 相談対応

成年後見制度の利用に関する相談・個別の相談ケースの対応、申し立て手続きに対する助言、書類の書き方などの支援を行っています。

●相談対応を行う職員への研修

- ・令和6年12月18日「地域包括支援センター権利擁護部会」にて制度説明等を行いました。
- ・後見センター内部で、制度の確認、事例検討等の内部研修を月1回程度実施しました。

●令和4年度からの山形市成年後見センター事業相談及び問合せ状況

(1)相談・問い合わせ状況

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
相談 内 訳	高齢者	初回	29	24	16	31	23	34	28	29	29				243
		継続	12	10	11	17	8	17	25	12	16				128
	障がい者	初回	4	3	2	6	9	5	9	6	6				50
		継続	2	1	3	5	2	3	4	6	2				28
	その他	初回	5	7	2	3	7	3	2	3	4				36
		継続	1	1	1	0	0	1	0	1	0				5
	令和6年度 計		53	46	35	62	49	63	68	57	57	0	0	0	490
	高齢者	初回	20	23	21	12	30	16	12	14	24	20	14	13	219
		継続	8	6	8	1	10	3	6	2	11	9	13	4	81
	障がい者	初回	3	6	4	3	6	2	6	4	7	5	1	3	50
		継続	0	1	3	1	3	0	1	3	4	1	0	1	18
	その他	初回	2	1	2	0	3	2	3	2	2	3	3	5	28
		継続	0	0	0	0	1	2	1	0	1	1	2	0	8
令和5年度延べ件数		33	37	38	17	53	25	29	25	49	39	33	26	404	
令和4年度延べ件数		55	34	76	32	66	55	31	66	35	44	31	55	580	

増

増

※初回…初めてセンターに入った相談 ※継続…2回目以降の相談

(2)相談連絡方法別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
問 合 件 数	電 話	高齢	31	22	15	38	20	29	35	26	30				246
		障がい	4	3	3	6	6	4	8	4	6				44
		その他	5	8	2	3	5	3	2	3	3				34
	来 所	高齢	5	10	5	4	10	12	12	13	8				79
		障がい	1	1	2	4	3	2	4	8	2				27
		その他	0	0	1	0	2	1	0	1	1				6
	訪 問	高齢	5	2	7	6	1	10	6	2	7				46
		障がい	1	0	0	1	2	2	1	0	0				7
		その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0				1
	令和6年度 計		53	46	35	62	49	63	68	57	57	0	0	0	490

(3)相談者別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
問 合 ・ 相 談 者	本 人	高齢	3	6	3	2	2	11	4	5	6				42
		障がい	2	2	2	2	0	5	3	1	1				18
		その他	0	0	1	0	1	0	0	0	0				2
	令和6年度合計		5	8	6	4	3	16	7	6	7	0	0	0	62
	令和5年度合計		4	4	0	3	4	4	5	4	12	6	1	3	50
	令和4年度合計		9	1	8	2	13	4	9	14	0	2	1	10	73
	親 族	高齢	11	7	7	13	9	15	9	10	11				92
		障がい	2	1	1	4	2	1	6	3	4				24
		その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0				1
	令和6年度合計		13	8	8	18	11	16	15	13	15	0	0	0	117
	令和5年度合計		5	10	12	6	21	7	13	5	9	16	9	7	120
	令和4年度合計		12	6	12	7	16	15	7	15	7	16	14	11	138
	山形市役所	高齢	4	1	2	4	1	3	6	3	2				26
		障がい	0	0	0	3	2	1	0	1	0				7
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	令和6年度合計		4	1	2	7	3	4	6	4	2	0	0	0	33
	令和5年度合計		0	3	2	1	4	1	1	1	2	3	5	2	25
	令和4年度合計		4	1	9	6	5	0	1	2	4	4	2	1	39
	地域包括 支援センター	高齢	1	2	1	2	2	3	6	0	1				18
		障がい	0	0	0	0	1	0	0	0	0				1
		その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0				1
	令和6年度合計		1	2	1	2	4	3	6	0	1	0	0	0	20
	令和5年度合計		0	0	4	2	2	1	1	0	6	0	2	0	18
	令和4年度合計		5	0	4	1	6	8	2	4	4	3	0	4	41
	居宅・ 福祉関係者	高齢	13	10	8	16	9	15	14	11	15				111
		障がい	0	0	2	1	3	1	4	4	1				16
		その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0				1
	令和6年度合計		14	10	10	17	12	16	18	15	16	0	0	0	128
	令和5年度合計		15	12	11	2	13	8	5	6	14	5	5	5	101
	令和4年度合計		12	12	25	6	15	16	5	16	5	9	11	13	145
	民生委員	高齢	0	0	0	0	1	1	0	4	0				6
		障がい	0	0	0	0	1	0	0	0	0				1
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	令和6年度合計		0	0	0	0	2	1	0	4	0	0	0	0	7
	令和5年度合計		0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	令和4年度合計		0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	1	6
	社協・ 金融機関	高齢	0	1	1	2	6	0	1	1	0				12
		障がい	1	0	0	0	1	0	0	1	0				3
		その他	0	6	1	0	3	3	1	1	3				18
	令和6年度合計		1	7	2	2	10	3	2	3	3	0	0	0	33
	令和5年度合計		4	1	3	0	0	0	0	3	3	0	2	3	19
	令和4年度合計		6	6	5	4	3	1	0	5	6	3	0	6	45
	その他 (※)	高齢	9	7	5	9	1	3	13	7	10				64
		障がい	1	1	0	1	1	0	0	2	1				7
		その他	5	2	1	2	2	1	1	1	1				16
	令和6年度合計		15	10	6	12	4	4	14	10	12	0	0	0	87
	令和5年度合計		5	6	6	3	8	4	4	6	3	9	9	5	68
	令和4年度合計		7	8	11	5	8	10	5	10	9	2	3	9	87

※…障がい相談支援センターや医療機関。

次年度は、医療機関と障がい相談支援センターを独立させる予定。

(4)相談内容内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相 談 内 容	成年後見制 度について	高齢	20	18	14	8	14	30	17	24	23				168
		障がい	2	3	2	2	8	6	4	2	4				33
		その他	1	1	1	2	3	2	0	0	0				10
		令和6年度合計	23	22	17	12	25	38	21	26	27	0	0	0	211
	令和5年度合計		18	20	23	8	26	13	14	14	19	22	13	12	202
	令和4年度合計		18	13	25	13	34	17	16	32	15	21	17	27	248
	申立・手続・ 説明・支援	高齢	12	7	10	10	10	17	15	11	9				101
		障がい	2	1	3	3	5	4	5	3	2				28
		その他	0	0	0	2	1	1	0	0	0				4
		令和6年度合計	14	8	13	15	16	22	20	14	11	0	0	0	133
	令和5年度合計		8	11	12	6	17	6	10	3	10	11	5	5	104
	令和4年度合計		7	6	12	2	13	13	6	18	4	9	11	11	112
	金銭・財産 について	高齢	16	22	12	28	16	34	30	20	25				203
		障がい	1	3	3	3	3	3	4	4	4				28
		その他	0	0	0	0	0	1	1	1	0				3
		令和6年度合計	17	25	15	31	19	38	35	25	29	0	0	0	234
	令和5年度合計		12	10	14	6	24	10	10	3	23	13	16	12	153
	令和4年度合計		30	8	26	24	31	21	6	20	19	19	20	39	263
	将来に対す る不安	高齢	20	20	14	21	12	31	25	17	18				178
		障がい	3	3	2	5	6	4	4	5	5				37
		その他	0	0	1	1	1	0	0	0	0				3
		令和6年度合計	23	23	17	27	19	35	29	22	23	0	0	0	218
	令和5年度合計		12	11	15	2	18	10	13	7	31	10	14	11	154
	令和4年度合計		22	8	29	16	28	17	12	24	12	18	15	34	235
	後見人業務 について	高齢	8	14	6	12	6	10	9	8	8				81
		障がい	3	0	0	2	2	3	1	2	1				14
		その他	3	3	1	1	4	2	0	2	1				17
		令和6年度合計	14	17	7	15	12	15	10	12	10	0	0	0	112
	令和5年度合計		6	6	9	2	17	6	3	4	9	11	5	8	86
	令和4年度合計		11	11	18	7	10	2	9	11	10	11	3	13	116
	後見センター について	高齢	1	2	2	0	0	2	1	2	4				14
		障がい	0	0	0	1	0	1	1	1	0				4
		その他	2	7	1	1	2	3	2	1	4				23
		令和6年度合計	12	12	5	4	8	10	8	12	8	0	0	41	120
	令和5年度合計		3	3	3	2	4	7	6	2	6	8	4	28	76
	令和4年度合計		2	5	8	8	8	5	4	4	3	4	3	29	83
	その他 (※)	高齢	6	2	4	3	2	3	3	2	4				29
		障がい	0	0	1	2	0	1	0	1	0				5
		その他	0	0	0	0	2	2	2	0	1				7
		令和6年度合計	6	2	5	5	4	6	5	3	5	0	0	0	41
	令和5年度合計		3	2	5	3	3	2	3	5	6	2	4	4	42
	令和4年度合計		11	1	0	2	7	2	2	5	1	2	1	6	40

※…障がい相談支援センターや医療機関。

次年度は、医療機関と障がい相談支援センターを独立させる予定。

4. 制度利用促進

●後見人等受任者調整

親族による申立が見込まれない相談ケースについては関係会議を開催し、課題にあった第三者成年後見人が受任されるよう調整を行っています。

(1) ケース会議(毎月第二火曜日に定例開催)

メンバーは、山形市長寿支援課ようご支援係、障がい福祉課障がい福祉第二係、成年後見センター担当。

(2) ケース方針調整会議(毎月1回開催)

メンバーは、山形県弁護士会、リーガルサポート山形支部、ぽあとなあ山形、山形市社会福祉協議会法人後見の第三者受任機関より1名委員を選出いただいています。

事務局として山形市長寿支援課、障がい福祉課、成年後見センターが運営しています。

R6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	1	2	4	4	4	0	5	5	2	3			30
ケース方針調整会議	1	2	4	3	4	0	5	4	2	3			28
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
調整保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0

市長申立状況
26件(長寿支援課)
3件(障がい福祉課)

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	26
障がい者	2
合計	28

類型別	件数
後見	22
保佐	5
補助	0
未定	1
合計	28

受任調整先	件数
県弁護士会	1
リーガル	5
ぽあとなあ	13
市社協	7
市民後見人	1
保留	1
合計	28

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4	0	3	8	44
ケース方針調整会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4	0	3	8	44
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調整保留	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2

市長申立状況
29件(長寿支援課)
4件(障がい福祉課)

※6月会議に2月保留案件の再調整が1件含まれている。6月の保留案件は翌月に調整済み。10月の保留案件は、再調整前に本人死亡。

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	39
障がい者	5
合計	44

類型別	件数
後見	29
保佐	14
補助	1
未定	0
合計	44

受任調整先	件数
県弁護士会	2
リーガル	3
ぽあとなあ	16
市社協	21
市民後見人	1
保留	2
合計	45

※課題解決後リレー 4件

※リーガルと市社協による複数後見 1件

R4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	3	2	3	2	0	3	5	0	2	5	3	30
ケース方針調整会議	2	3	2	3	2	0	3	5	0	2	5	3	30
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
調整保留	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3

市長申立状況
28件(長寿支援課)
0件(障がい福祉課)

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	29
障がい者	1
合計	30

類型別	件数
後見	25
保佐	5
補助	0
未定	0
合計	30

受任調整先	件数
県弁護士会	1
リーガル	2
ぽあとなあ	9
市社協	13
市民後見人	3
保留	3
合計	31

※リーガル・社協複数後見1件

●市民後見人の養成

(1)市民後見人名簿登録推移

	修了者累計(※1)	登録者(※2)	受任者(※3)
H28	22(22)		0
H29	34(12)	14	1
H30	45(11)	23	4
H31	58(13)	28	6
R2	69(11)	37	3
R3	77(8)	46	3
R4	86(9)	48	7
R5	87(9)	49	8
R6		30	7

※1 ()内は当該年度の修了者数。

※2 前年度までの修了者で、当該年度の5月に家裁に登録した人数。
講習を修了しても、市民後見人登録を希望しない修了者もいる。

※3 受任者は年度内の最大値

(2)市民後見人養成

令和6年度は、山形県において県民を対象に「市民後見人養成研修」を実施しました。

山形市にて活動を希望する県研修修了者について、面談等を通じて今後の活用を検討します。

(3)養成講習修了者への支援

フォローアップ講習：令和5年度市講習終了者の補講として、11月6日の上記県研修を受講しました。

●令和6年度における市長申立事務状況

事務の流れ：相談～アセスメント・各種調査（戸籍調査・親族意思確認等）～受任者調整会議～申立て
市長申立案件と判断してから申立てまでの期間につきましては概ね5ヶ月となっております。

申立までに時間を要する要因としては「親族確定（戸籍調査）・調整」「本人の状況把握」があります。

相談段階で戸籍調査を開始する、調査中でも受任者調整会議に諮る等、円滑な事務遂行を進めます。

●後見人等報酬助成(令和7年1月末時点)

令和6年度		令和5年度		令和4年度	
高齢者	44	高齢者	46	高齢者	47
障がい者	2	障がい者	7	障がい者	6
計	46	計	53	計	53

5. 後見人支援について

(1)後見支援チーム会議

市長申立案件について、審判後も成年後見センターとして継続した支援が行えるよう、後見人や関係者が、情報共有や支援の方向性を検討する後見支援チーム会議を開催しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	2	2	2	3	1	1	1	6	1	0			19
令和5年度	0	2	0	3	1	3	5	2	4	4	3	2	29
令和4年度	2	4	3	2	0	2	3	3	2	2	1	1	25

(2)後見支援チーム会議への専門職派遣

後見支援チームが専門的な課題を抱えている場合には、必要に応じて専門職を派遣し、課題解決に向けたアドバイスが得られるように支援しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0			2
令和5年度	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
令和3年度	0	0	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	5

(3)利用支援事業周知リーフレットの作成・周知

1,000部作成し、ケアマネ等専門職向け研修等で配布しました。

各団体・機関の活動状況(令和6年度第1回協議会報告以降の追加情報)

団体名	山形県社会福祉士会
活動状況	1 「成年後見制度についての研修会」～成年後見センター等における受任者調整会議～開催 主 催 高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ 日 時 令和7年2月14日(金)13:30～16:00 会 場 WEBによる開催 対 象 山形県弁護士会、リーガルサポート山形支部、山形県精神保健福祉士協会、 ぱあとなあ山形、市町村職員、市町村社協職員、中核機関職員 内 容 ・実践報告「置賜後見センターの設置の経過と相談から申立てまでの流れ」 置賜後見センター センター長 関 川 敦 子 氏 ・模擬会議「受任候補者調整会議」 ・情報交換会 2 令和7年度 成年後見人養成研修の実施 主 催 山形県社会福祉士会 日 時 7～11月の期間 計5回 対象者 山形県社会福祉士会会員(基礎研修Ⅲまでの修了者)
団体名	山形県行政書士会
活動状況	1 置賜地区成年後見人等受任団体情報交換会へ出席した。 2 定時総会を開催し、本年度の事業計画を決定し各種活動を行っている。 3 山形県社会福祉協議会主催の「山形県法人後見実施団体養成研修」へ参加した。 4 東根市で成年後見無料相談会を開催した。
団体名	やまがた市民後見サポートセンター
活動状況	『高齢になった時、不安なく暮らすためお手伝いする制度について』をテーマに、NPO 会員および関係者に向けてセミナーを開催した。
団体名	山形家庭裁判所
活動状況	令和6年11月15日に「家事関係機関との連絡協議会」を開催し、関係機関の現在の取組状況や連携・協力の在り方をテーマとして協議等を行った。 この際に制度利用者数などに関する数値提供を行った。

令和7年度 山形市の成年後見制度利用促進の取組(案)

1. 地域連携ネットワークの強化

(1)「山形市成年後見推進協議会」を開催し、地域における連携体制の構築や権利擁護に係る諸課題の解決に向けた協議を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

これまで通り年2回開催する。

(2)成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークを更に強化するため、地域包括支援センターネットワーク連絡会、民生委員児童委員協議会定例会、福祉協力員研修会、介護サービス事業所連絡会等において、制度周知、情報共有、事例検討等を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等、民生委員児童委員、福祉協力員】

・各種団体と連携し、効果的な制度周知の機会を検討する。

介護サービス事業所連絡会、医療機関、金融機関 等。

・既に制度説明を行っている団体に引き続き情報共有を行うとともに、事例検討等の機会を検討する。

地域包括支援センター、障がい相談支援事業所、民生委員児童委員、福祉協力員。

(3)制度利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員又は福祉協力員による高齢者の見守り活動との連携強化に向けた具体的な取組みを検討する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

民生委員児童委員及び福祉協力員においては、出前講座等の制度周知機会の拡大、制度浸透に努める。

町内会・自治会においては、制度周知の機会を検討する。

2. 周知・広報

(1)成年後見センターのパンフレット及び「成年後見センターだより」を作成、配布する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等】

・相談対応のほか、各種研修会等の機会にパンフレットを活用して制度説明を行う。

・センターだよりを年2回、各500部発行する。配布先：公民館・コミュニティセンター、地域相談支援機関 等。

(2)市民へのより効果的な制度周知のため、「広報やまがた」や「市公式ホームページ」への掲載に加え、SNS を活用した周知を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター】

現在掲載している「市公式ホームページ」の内容を改善する。
市広報課と効果的なSNS活用方法を検討する。

(3)民生委員・児童委員等の地区関係者と連携し、市民に対し、見守り活動時のパンフレット配布等を通じて、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、民生委員・児童委員】

「取組1-(2)及び(3)」と同様、各機関と連携して周知方法を検討する。

(4)関係者による支援体制を強化するため、医療機関、介護サービス事業所、金融機関等に対し、制度の内容や相談窓口の周知を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター】

上記機関に、パンフレット及びセンターだよりを配布する。

(5)地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等において、成年後見制度に関する「出前講座」を開催する。

【実施主体：成年後見センター】

民生委員児童委員や介護サービス事業所等に、出前講座について周知を行う。

(6)成年後見制度「市民セミナー」を開催する。

【実施主体：成年後見センター】

制度説明の集合型講義のほか、講義終了後に個別相談会を開催する。

(7)任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、市民や関係機関に対し各種類型の利用によるメリットや参考事例の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

パンフレットやセンターだよりに、各種類型の記載を行う。

3. 相談対応

(1)「総合相談窓口＝成年後見センター」「身近な相談窓口＝地域包括支援センター・障がい相談支援事業所」等、支援が必要な方のニーズに応じた相談窓口の周知を行う。

相談においては、相談者のニーズに応じた適切な対応を行うため、専門職団体、法テラス、福祉まるごと相談や生活サポート相談等の関係機関と連携して対応する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等】

・「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」「障がい者福祉制度利用のしおり」等に相談窓口を掲載する。

・障がい福祉制度説明会において、市民に対して制度の利用や相談窓口の周知を行う。

・福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口との情報交換を行いながら、連携した対応を行う。

(2)相談対応を行う職員の資質向上を図るため、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等の職員に対する研修を実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等】

・後見センター：制度の確認、事例検討等の内部研修を月1回程度実施する。

・包括、相談支援事業所：「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」を共有する。

4. 成年後見制度利用促進

(1)市民後見人候補者について、名簿登録した上で家庭裁判所と受任に向けた調整を行うとともに、福祉サービス利用援助事業生活支援員としての活動を推進する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

・受任者調整会議における専門職からのリレー案件及び直接受任増加のための検討、調整を継続する。

・生活支援員活動に加え、市民後見人候補者の資質向上のためのフォローアップ講習を開催する。

(2)市民後見人及び候補者の交流・情報交換を行う「市民後見人連絡会」を開催するとともに、同組織による「出前講座」「市民セミナー」の運営を支援する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

「出前講座」「市民セミナー」において市民後見人及び候補者が制度説明や事例報告を行うことにより、地域における制度の周知啓発、併せて市民後見人制度の周知に資する。

(3)専門職後見人受任者調整のためケース方針調整会議を開催する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会、市社協】

(4)成年後見制度市長申立てを実施する。

【実施主体：山形市】

(5)後見人等報酬助成を実施する(本人・親族申立てを含む)。

【実施主体：山形市】

5. 後見人支援の推進

(1)本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した支援を行うため、市長申立て案件について後見支援チーム会議を開催し、情報共有を行う。

後見活動開始後も、チームで連携した対応を行う体制を構築する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

(2)専門性の高い課題を抱えている場合、弁護士、司法書士、社会福祉士が後見支援チーム会議に参加し、助言を行う「専門職派遣事業」について、引き続き周知を行い、内容の改善を図りながら、より効果的に実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会】

(3)親族申立案件及び親族後見人に対し、チーム形成等の後見人支援の内容や相談窓口を周知し、円滑な後見活動を支援する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

家庭裁判所との連携を行い、親族申立案件や親族後見人への利用支援リーフレットの配布等、効果的な周知啓発方法について検討を行う。

「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」の作成について

「山形市成年後見センター」における成年後見制度の相談対応件数が年間400件を超えており、また、地域包括支援センターや障がい相談支援事業所等の地域相談支援機関においても制度の相談対応が増加している。各種手続き等に課題を抱える方について、成年後見制度の利用が適切か否かを初期段階でアセスメントするために、「山形市後見制度活用検討チェックリスト(以下「検討チェックリスト」)」を作成する。

この「検討チェックリスト」を作成・共有し、地域相談支援機関において初期段階のアセスメントを行うことにより、成年後見制度利用の必要性が高い案件のみを成年後見センターにおいて対応出来るようになるものと考えている。将来的には、地域相談支援機関の相談スキルの向上とともに、「初期相談＝地域相談支援機関」「各機関からのより専門的な相談＝後見センター」という、明確な後見制度相談支援体制が一層強化されることが期待される。

令和6年2月の市成年後見推進協議会において上記について提案したところ、「高齢者全員が対象と捉えられるのではないか」「家族関係等の初期アセスメントを終えている前提が必要」等の意見をいただき、令和6年度からの共有は時期尚早と判断した。

令和6年7月市成年後見推進協議会に再考した作成までのスケジュール及び方法について諮り、今回、「検討チェックリスト」最終案を提示するものである。

1. 各団体への意見聴取：令和6年8月～9月

当協議会所属団体に「検討チェックリスト(案)」及び相談支援機関への説明用に「説明文書」「チェックリストの使用について(案)」への意見を聴取した。

意見聴取の結果は別紙のとおり。

項目の具体的説明や使用の前提条件について、貴重なご意見を頂戴した。

2. 地域相談支援機関における試行：令和6年9月～10月

実際に使用する地域相談支援機関に「活用検討チェックリスト(案)」及び相談支援機関への説明用に「説明文書」「チェックリストの使用について(案)」を配布し、アセスメントに試行使用してもらった。また、実際に使用した上で、改善点等の意見を聴取した。

○試行を依頼した機関

・地域包括支援センター：5か所

令和5年度の「権利擁護」相談実績が多かったセンター。

・障がい者相談支援事業所:6か所

市委託事業所として包括的相談支援事業を実施している事業所。

試行及び意見聴取の結果は別紙のとおり。

設定期間が2か月と短かったため、実際に相談者に使用した機関はあまり無かったが、設定期間以前に対応した相談者に使用していただいた機関もあった。

「試行使用記録表」にあるように、今後の生活に不安を抱える初見の相談者に使用し、該当項目が無いことを伝えて安心するという事例があり、地域相談支援機関の初期相談ツールとして有効であると思われる結果となった。

具体的な項目への意見もあったが、あくまでも初期アセスメントが前提のツールであり、「チェックリストの使用について」とともに、共有する際には改めて説明が必要であることを感じた。

3. 最終案の提示（別紙資料のとおり:変更部分に下線を表示）

(1)活用検討チェックリスト:資料p16

- ・上部に「使用の前提」について記載した。
- ・「2財産管理」について、手続きの性質上、「年金」を生命保険と同列にした。
- ・「遺産相続」「裁判所の手続き」に具体例を記載した。

(2)チェックリストの使用について:資料p17

- ・アセスメントの部分に「親族の関わり」を記載した。
- ・留意事項に「申し立てから審判の期間」「後見人等の選任方法」について記載した。

4. 今後について

(1)地域相談支援機関への配布及び共有:令和7年4月～

協議後のチェックリストを全ての地域相談支援機関(地域包括支援センター及び障がい者相談支援事業所)に配布・説明を行い、共有する。

(2)チェックリストの改善及び拡大:随時

活用実績を分析し、内容の改善を行うとともに、介護事業所及び病院等の関係機関への拡大についても検討する。令和7年度協議会において報告を行う。

※チェックリスト使用機関の拡大により制度周知啓発にも繋げていく。

「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」に係る意見
(令和6年9月・協議会委員)への対応

○「ご本人のことで親身になってくれる家族はいますか⇒はい・いいえ」の項目があれば良い。

→「チェックリスト」ではなく、「チェックリストの使用について」に「親族の把握」を記載する。

“家族・親族の有無及び関わり”の把握は、初期スクリーニングの時点で行うこととし、「チェックの結果、制度利用が必要」→「申立方法の検討：本人・親族・市長」の流れとする。

○「手帳(精神、身体)や医療証(重度心身障がい者医療証)の申請手続きが必要」。

病院と連携しつつも医療面での手続きが必要な場面があるため。

→チェックリストには記載しない。

「3 身上保護」の「福祉サービス」だが、契約行為では無く、代理人でも手続きが可能のため。

○「チェックリストの使用について」の留意事項の中に、「審判が下りるまで時間を要すること」「親族が申立人の場合、状況によっては後見人になれない可能性もあること」等を追記する。

→「審判に時間を要すること」は必要と考えられるため、追記する。

「親族が～」については、全て家庭裁判所が後見人等を選任するため、一般論として追記する。

○リスト「2 財産管理」について。

・⑪遺産相続について、「マイナスの財産」「プラスの財産」のチェック項目があれば便利。

→「遺産相続の手続き(相続放棄含む)」と記載する。

○リスト「2 財産管理」について。

・⑫裁判所手続きについて、具体的な内容が記載されていた方が良いのではないかと。

→「裁判所の手続き(自己破産等)」と記載する。

○「総合判定欄」又は「今後の措置欄」を作り、今後の対応を明確にした方が良い。

○「記入者(対応者)意見欄」を作り、対応者の意見を記入し、今後の対応の参考にする。

→いずれもチェックリストに当該欄は設けない。

当該ツールは“後見制度利用のみを検討する”趣旨であり、対象者への総合的な対応は相談支援機関で個別に設けている「本人情報シート」等で行うものと考えられるため。

「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」に係る意見
(令和6年11月・相談支援機関)への対応

- 「○」「×」ではなく一部該当のような中間項目が欲しい。
 - これまでの生活歴が分からないと事実を確認できない項目はチェックして良いか判断に迷う。
使用記録表に特記欄があれば現状を伝えやすいのではないかな。
 - 財産管理の項目にある「手続きが必要」の具体的段階(※)が記載されてあるとよい。
※「段階」:書類が理解出来ない、理解できるが書類が書けない、書けるが提出に行けない 等
- 使用方法に該当するため、「チェックリストの使用について」等で周知する。チェックリストは初期の情報共有ツールであり、「特記欄」は相談支援機関独自のアセスメントシートを想定している。
- 繋ぐ先の役割や内容をきちんと理解する(福祉サービス利用援助事業ではできない役割を知る)という助けにもなると思う。医療機関相談室にも活用出来ると良いのではとも思われる。
 - 身寄りがいないだけで後見を依頼されることもあり、CMにも普及していただければと感じた。
- 最終的には、医療機関相談室やケアマネジャー等の関係機関でも共有出来ればと考えている。
他制度を記載したフローチャート等、全般的な「ガイドライン」の整備を目指し、取り組んでいきたい。
- ・対象者の金銭管理や財産管理等の情報収集や課題抽出の視点として有用かと思う。
 - ・客観的な指標となるものがあることは良い。・後見が必要な判断基準として分かりやすい。
 - ・制度の説明に当たっては、リストを活用し具体的にイメージできたケースがあった。
 - ・このチェックリストがあると、対象者の制度利用について検討しやすくなる。活用したい。
 - ・リストがあることで具体的に検討出来るようになると思う。

試行使用記録表より

○使用に至るまでの経緯

本人が「近くに頼れる人がいないので認知症になったら誰かにお願いしなければ」と相談。

○使用後の結果

任意後見を含めて説明。こういった状況の時に申立をするという例を伝えると納得。

チェック項目に該当するものは無く、安心した様子。

○使用に至るまでの経緯

独居。親族は遠方の妹のみ。サービス等でのトラブルも増え、認知機能の低下がみられるようになる。本人の自己決定は難しく、金銭管理などにも支障が出ていた。

○使用後の結果

チェックの結果、保佐類型の見立て。金銭管理、契約など含め支障があったが、施設入所の方針。最終的には妹が窓口になりながら対応していくことで了承された。

(最終案)山形市成年後見制度活用検討チェックリスト

令和 年 月 日

利用者名： 記入者職氏名：

アセスメントの結果、家族等の支援が受けられない、または、家族等の代理行為が認められない等で、契約行為、財産管理等の課題がある方に使用します。

- ・○にチェックがある場合は「福祉サービス利用援助事業」の活用を検討する必要があります。
- ・□に1つでもチェックがある場合は「成年後見制度」の活用を検討する必要があります。

◆ 1 判断能力

① 何らかの認知症、知的障がい、精神障がい有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している＝判断能力が不十分。【補助相当】	○
② 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる＝判断能力が著しく不十分。【保佐相当】	○
③ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ支援を必要とする＝判断能力が全く無い。【後見相当】	□

◆ 2 財産管理

① 日常的な金銭管理に支援が必要。	○
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	○
③ 各種手当等の受取り手続きが必要。	○
④ 年金・生命保険などの請求の手続きが必要。	□
⑤ 税金の申告が必要。	□
⑥ アパート賃貸借等、各種契約の手続きが必要。	□
⑦ 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	□
⑧ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	□
⑨ 借金をしたり、他人の保証人になってしまう。	□
⑩ 借金の整理、ローンの返済が必要。	□
⑪ 遺産相続（相続放棄含む）の手続きが必要。	□
⑫ 裁判所の手続き（自己破産等）が必要。	□

◆ 3 身上保護

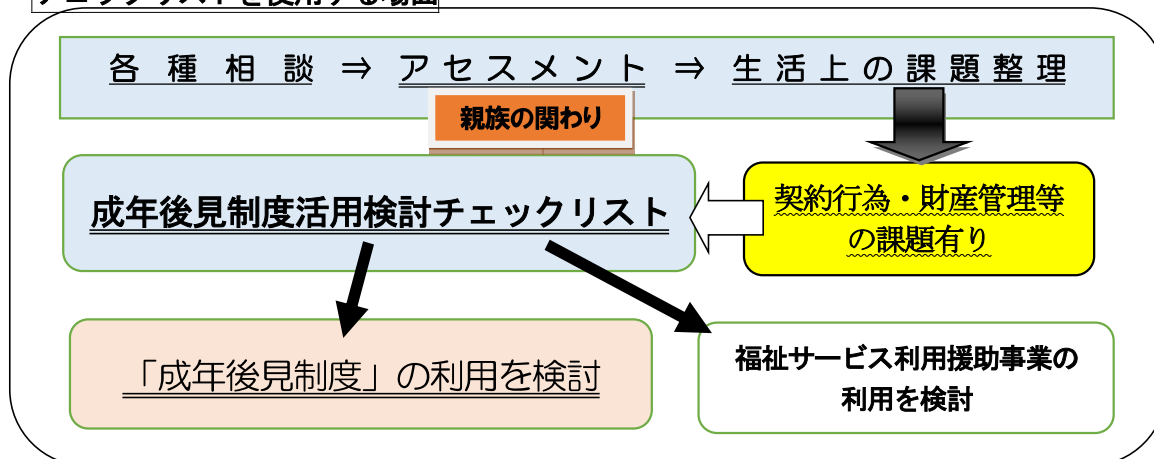
① 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	○
② 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	□

令和6年 山形市成年後見センター

(最終案)

山形市成年後見制度活用検討チェックリストの使用について

チェックリストを使用する場面



チェックリストの視点

- 後見相手で判断能力が全く無い方は、福祉サービス利用援助事業や身元保証等の契約をすることは出来ませんので、成年後見制度による支援が必要です。
- 親族等の支援者がいない、また、いても高齢や遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れて、制度利用を検討する必要があります。

成年後見制度に関する留意事項

- 成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることは出来ませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。
- 成年後見人等には医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。
- 申立から審判が下りるまで期間を要します（1～2ヶ月。それ以上の場合もあります）。
- 後見人は、状況を総合的に判断して、家庭裁判所が選任します。
申立の際に記載する受任候補者が選任されない場合もあります。
- 成年後見制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。

山形市成年後見推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者（以下「認知機能に障がいを有する者等」という。）の権利擁護に係る諸課題に関し、成年後見制度の利用の促進を始めとする権利擁護支援における地域連携体制を構築するとともに、当該諸課題の解決に向けた意見交換、協議等を行うため、山形市成年後見推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議等を行う。

- (1) この市における成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) その他認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に資すること。

(構成)

第3条 推進協議会の委員は、認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に係る諸課題に関し優れた識見を有する者として次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 権利擁護関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 行政関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進協議会に会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、公開することにより特定の個人、団体等に不利益をもたらすことが予見される場合には、会長の判断により非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の会務を処理させるため、福祉推進部に事務局を置く。

2 事務局員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。